研究報告 （要約）

国際投資の法的保護

――ブラジルの場合――

桜井雅夫

外国民間投資の法的保護としては，資本輸出国または資本輸入国のそれぞれが，国内法において講ずる一方的な措置，さらに2国間の条約 ― 友好通商航海条約および投資保証協定 ― がある。資本輸出国として，とくに開発途上国に対しこの投資保証計画を具体的に実践していったのは，アメリカ，西ドイツ，日本などである。この3カ国のうちで，アメリカのあげた成果はきわめて顕著である。

このアメリカの投資保証計画のうちで最近もっとも注目すべき事例はおそらくブラジルのそれであろう。ブラジルにおいては，反米の傾向がとくに強かったジョアン・グラール政権下において，経済法の分野できわめて重要な立法をみた。ひとつは「対外利潤送金法」であり，他は「経済力濫用取締法」であった。さらに，国際経済法の分野では，アメリカとの「投資保証協定」の準備が国の外で行なわれていた。「対外利潤送金法」および「経済力濫用取締法」はともにブラジルにおける外国民間資本，とくにアメリカ系資本による独占体制を阻止しようとするものであった。したがって，アメリカ系資本，およびアメリカ民間資本によって支えられる国際地域経済機構としての「進歩のための同盟」にとって，これらの立法は大きな衝撃であった。アメリカは，ブラジルに対して両法の立法過程に，直接にあるいは「進歩のための同盟」を通じてさまざまの圧力をかけた。

アメリカは，ブラジルにおける数多くのアメリカ系企業の収用を機会に，1962年対外援助法，ヒッケンルーパー修正外620条(c)において，アメリカ企業を補償なしに接収した外国政府に対して対外援助法における特恵を禁止した。これは，いわゆるカルボ原則に対するアメリカの異議でもあった。

かくて，アメリカはヒッケンルーパー修正によって自国民による企業の絶対的保護を主張しさらに「対外利潤送金法」が施行されれば「進歩のための同盟」は全面的に廃止し，計画を直

ちに中断すると警告し，次いで「対外利潤送金法」の議会通過が避け難いとの結論を得るや，その改正と２国間投資保証協定の締結を強要する。１９６４年，グラール政権に代わってアメリカ追随の軍事政権が成立したのを機会に両国はこの協定を成立させた。経済的強者としてのアメリカにとって，弱者としてのブラジルの政府，議会を抑えることは容易であり，ここにおいて国民の法意識は完全に捨象された。

アメリカがかってラテン・アメリカにおいて試みた多数国間投資保証条約の締結への努力はすべて失敗してきた。協定の意図がつまるところアメリカが自己の「国民経済」の再形式の過程にラテン・アメリカを一括して巻き込み，投資紛争をアメリカの外交干渉で解決しようとするところにあったことが問題とされる。

国連貿易開発会議の勧告に基いて世銀が作成した「投資紛争解決条約」，さらに経済協力開発機構の「国際投資保証公社」設立構想の２つの多数国間制度に対し、ラテン・アメリカ諸国は反対の態度をとっている。多数国間条約の志向は，先進国のナショナリズムの顕現そのものであり，多数国間条約は，経済的最強者を頂点に下積みの開発途上国を底辺とするインターナショナルな「二重構造的」経済体制を，インターナショナル・ローという法形式によってうら打ちするにすぎないのではないか。アメリカが多数国間立法に参画する一方，なお個別の２国間条約を締結し，自国の国民経済に国外の経済を巻き込んでいる事実を見逃がすことはできない。

こうした状況において，一体将来の国際経済の法秩序にいかなる変容が期待されるのか。われわれは，ここでもう一度現在に至る国内法および２国間協定の再検討を行なわなければならない。